

お伝えしたい情報

- (おさらい) 許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン
- (厚生労働省) **地域支援事業実施要綱の改正**

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの改正

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子



道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン

- いかなる場合・サービス形態においても**利用者から実費**を収受できる

実費 = ガソリン代等の**燃料費**、**保険料**（移動サービス専用保険や全社協の保険）、**車両の借料**

※ガソリン代等はキロあたりで設定して良い。距離の測定はボランティアの自宅発・着で計算（キロあたり25円～30円を例示）

- **自治会等**（市町村社協、地区社協、自治会・町内会、まちづくり協議会、マンション管理組合、老人クラブ等の地縁団体）が運送を行う場合、**自治会費等**で**車両を調達**することや、**運転者に対して報酬を支払っても差し支えない**。公平性の観点から、運送サービスを利用する**会員と利用しない会員の会費に差を付けて良い**

- ・差をつける場合は、**実費**のほか
- ・車両償却費、車検料・保険料などの車両維持費等を含めることも可
- 施設の送迎も上記と同じ

生活支援サービスなどとの一体運送において「実費」を収受できる

※旧通達では車を使う場合のガソリン代の収受は不可だった



生活支援サービスなどとの一体運送とは・・・

(30分●●円、60分●●円など)

・基本は、①家事支援(庭の草抜き、話し相手など車を使わないサービス)と②車を使って買い物や病院等に付添うサービスが同一メニューと料金体系にある形態

・改定中の「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」では、**病院等での付添そのものが生活支援である場合は、上記①がなくても認めるニュアンスになる模様**



・国交省旅客課は、乗車中も時間にカウントして良いとの判断を地方運輸局に連絡済み2021.11.02

【ガイドライン 4 頁】 ③生活支援サービスなどとの一体運送

・通院や買物等に同行する支援、子供の送り届けなどが含まれる「子供の見守り支援」など、提供するサービスに人の運送が付随して行われるものについては、**当該サービス自体が有料であったとしても、当該運送に特定した反対給付がない限り、許可又は登録は不要**である。

利用者から運賃をもらうこと

なお、生活支援サービスと称していても、**提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。**

基本は「付添」（要注意！）

病院等で長時間かかる場合は、利用料が高む&ボランティアにも負担という問題がある。利用規約やパンフレット等に「**利用者の希望により、送り届けやお迎えを可能とする**」等の記載を入れる

● 市町村は、ボランティアの人件費（**運転のみ・その他の業務を問わず**）などに充てるものとして、団体の運営に要する費用として**補助金を支出**することができる

● 団体は、収入したもののから、団体の判断で、経費や人件費を支出して良い

まとめ

- **利用者から收受できるもの** = 運賃ではないもの
 - ・ **実費**(ガソリン代等の燃料費、移動サービス専用保険などの保険料、車両借料)
 - ・ 運転者のほかに添乗者を付ける場合は、**添乗者への謝礼・人件費**
 - ・ **生活支援サービスなどとの一体運送**で行う場合は、**時間料金**
 - ・ 常識的な範囲での**謝礼** ・ 入会金 & 年会費
- 自治体などの**補助金**、**協賛団体**（クリニックや商店など）からの**寄附金**

上記の収入合計から、**団体は運転ボランティアやサービス調整者の人件費、その他の経費等**を確保し分配し、**継続性をはかる**

別記 1 総合事業

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285186.pdf>

1 総論

(1) 目的

総合事業は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。

(2) 基本的な考え方

総合事業は、(1)の目的のため、住民主体の活動を含む多様なサービス・活動の充実を図り、高齢者の選択できるサービス・活動を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、高齢者の社会参加の促進や介護予防に資する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的なマネジメントと自立支援に向けたサービス・活動の実施による自立の促進や重度化予防の推進等を目指すものであり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

以下略

(5) 訪問型サービス・通所型サービスの実施方法による分類・実施基準

(9頁&13頁)

ケース1、ケース2の区別はなくなった

ウ サービス・活動B

省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、市町村が補助・助成を行うことで地域の人材や社会資源の活用を図るもの（サービス・活動Dに該当するものを除く。）をいい、実施主体は有償・無償のボランティア活動などの地域住民の主体的な活動を行う団体及び当該活動を支援する団体が想定される。実施に当たっては(4)エを参照し、補助の条件等を適切に定め行うこと。

なお、サービス・活動Bについては、その性質上、

要支援・基本チェックリスト該当者

居宅要支援被保険者等以外の者も当該活動に参加することが想定される。

オ サービス・活動D

訪問型サービスであって、省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、**市町村が補助・助成を行うことにより**、地域の人材や社会資源の活用を図るものであって、居宅要支援被保険者等に対する**移動支援や移送前後の生活支援のみを行うものをいい**、実施主体は有償・無償のボランティア活動などの地域住民の主体的な活動を行う団体及び当該活動を支援する団体が想定される。

実施に当たっては(4)エを参照し、補助の条件等を適切に定め行うこと。なお、サービス・活動Dについては、その性質上、居宅要支援被保険者等**以外の者も当該活動に参加することが想定される。**

(6) 訪問型サービス・通所型サービスに要する費用等

(ウ) サービス・活動 B 及びサービス・活動 D

サービス・活動 B 及びサービス・活動 D（以下「サービス・活動 B・D」という。）に係る補助・助成の額及び対象経費の範囲等については、(4)エを参照するほか、次に掲げる内容を踏まえ、**市町村において、適切に設定**すること。また、(5)ウ及びオのなお書きにあるとおり、サービス・活動 B・D については、**その性質上、居宅要支援被保険者等以外の者も当該活動に参加**することが想定されるところ、この場合の補助・助成の額は、次に掲げるところによることとする。

要支援・基本チェックリスト該当者

① **居宅要支援被保険者等以外の者に対するサービス・活動を付随的な活動とみなし定額を補助・助成する方法**

居宅要支援被保険者等とそれ以外の者ごとの利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に**住民コストが発生**することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、**市町村が当該居宅要支援被保険者等以外の活動を事業の目的を達成するための付随的な活動であると判断する場合は**、補助・助成対象経費のうち、当該サービス活動の**立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費**(賃

金等)の一部について、市町村が定める額を補助・助成することができる。

また、利用者に対し**支援を行う者のボランティア活動に対する奨励金**(謝礼金)については、居宅要支援被保険者等に対する**サービス・活動に支障がないと認められる場合は**、介護給付に係る兼務の考え方と同様に、居宅要支援被保険者等**以外の者に対するものを含めて補助・助成することも差し支えないものとする。**

なお、この場合においても、市町村は、居宅要支援被保険者等の利用者数について、適宜適切に把握(通常の場合と同様、団体等の負担に配慮し、時期については年度内の適切な時期とすることや、**利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能**)すること。

改正前は②のみ

② **対象者の割合に応じた按分による方法**

①によりがたい場合は、補助・助成対象経費について、サービス・活動 B・D に該当する活動に係る居宅要支援被保険者等**以外の者を含む利用者の総数に占める**当該利用者のうち居宅要支援被保険者等の数(以下(ウ)において「**対象者数割合**」という。)に応じて**按分等を行う**。ただし、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しない観点から、**対象者数割合が 100 分の 50 を超える場合は**、対象経費の**総額を補助・助成して差し支えない**・以下略

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285188.pdf> (119頁)

例 3) 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援

○ 住民互助の移動支援と移動先の付き添い支援を一体的に行うものであり、基本的には、訪問型サービス・活動 D（他の生活支援を一体的に行う場合は訪問型サービス・活動 B）として実施することや、マッチング等を行う中間支援組織等にサービス・活動 A として委託することが想定される。

○ 総合事業としての補助・助成の対象経費は、「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）で示したとおり、移動・付き添い活動に係る間接経費（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）のほか、ガソリン代等の実費相当分、ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与に係る経費が想定される。なお、これらの経費に対する補助・助成を行う場合も、当該補助・助成については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要である。

○ また、本事業による移動先については、商店や医療機関のほか、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定めることとする。

○ なお、買い物支援については、一定数の利用者を効果的に確保し、効率的にその支援を行う観点から、通所型サービスの実施場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動 A として実施することなども想定される。

総合事業としての補助・助成の対象経費

● 移動・付き添い活動に係る間接経費

- ・活動団体の事務職員等の人件費
- ・利用調整に関する経費
- ・運転を行う者の研修に要する費用等

● ガソリン代等の実費相当分

● ボランティア（運送を行う者を含む）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与